

# 中標津町森林整備計画 新旧対照表

(変更) 令和6年3月

中標津町

新計画案				現行計画				備考																																						
目次				目次																																										
I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 .....1				I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 .....1																																										
2 森林整備の基本方針				2 森林整備の基本方針																																										
<p>森林の整備及び保全に<b>あ</b>たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。</p> <p>その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加などの自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性にも配慮します。</p> <p>また、<b>流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた</b>森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの<b>継続的</b>な実施や森林G I Sの効果的な活用を図るものとします。</p> <p>(略)</p> <p>【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】</p> <p>公益的機能別施業森林</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発揮を期待する機能</th> <th>森林の区域</th> <th>望ましい森林の姿</th> <th>森林の整備及び保全の基本方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水源涵養機能</td> <td>水源涵養林</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水資源保全ゾーン</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>山地災害防止機能／土壌保全機能</td> <td>山地災害防止林</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>快適環境形成</td> <td>生活環境保全林</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針	水源涵養機能	水源涵養林	(略)	(略)	水資源保全ゾーン	(略)	(略)	山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	(略)	(略)	快適環境形成	生活環境保全林	(略)	(略)	<p>森林の整備及び保全に<b>当</b>たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。</p> <p>その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加などの自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性にも配慮します。</p> <p>また、森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの<b>適切な実施やリモートセンシング及び</b>森林G I Sの効果的な活用を図るものとします。</p> <p>(略)</p> <p>【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】</p> <p>公益的機能別施業森林</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発揮を期待する機能</th> <th>森林の区域</th> <th>望ましい森林の姿</th> <th>森林の整備及び保全の基本方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水源涵養機能</td> <td>水源涵養林</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水資源保全ゾーン</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>山地災害防止機能／土壌保全機能</td> <td>山地災害防止林</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>快適環境形成</td> <td>生活環境保全林</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針	水源涵養機能	水源涵養林	(略)	(略)	水資源保全ゾーン	(略)	(略)	山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	(略)	(略)	快適環境形成	生活環境保全林	(略)	(略)	<p>・地域森林計画の改正に基づく変更 (地域森林計画 I の 2)</p>
発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針																																											
水源涵養機能	水源涵養林	(略)	(略)																																											
	水資源保全ゾーン	(略)	(略)																																											
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	(略)	(略)																																											
快適環境形成	生活環境保全林	(略)	(略)																																											
発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針																																											
水源涵養機能	水源涵養林	(略)	(略)																																											
	水資源保全ゾーン	(略)	(略)																																											
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	(略)	(略)																																											
快適環境形成	生活環境保全林	(略)	(略)																																											

新計画案				現行計画				備考
機能				機能				
保健・レクリエーション機能	保健・文化機能等維持林		(略)	保健・レクリエーション機能	保健・文化機能等維持林		(略)	
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	(略)		生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	(略)	
文化機能		保護地域タイプ	(略)	文化機能		保護地域タイプ	(略)	
生物多様性保全機能				生物多様性保全機能			希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施策を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進します。	
<p>(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>森林の有する公益的機能が重視される森林で</u>、台風の経路等で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる構造とすることを基本とします。</p> <p>ウ エゾシカの生育密度が高い地域においては、被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害のある林分<del>又</del>はおそれのある林分においては、適切な防除を早期に行うよう努めるものとします。</p>				<p>(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 台風の経路等で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる構造とすることを基本とします。</p> <p>ウ エゾシカの生育密度が高い地域においては、被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害のある林分<del>また</del>はおそれのある林分においては、適切な防除を早期に行うよう努めるものとします。</p>				
<p>3 森林施業の合理化に関する基本方針</p> <p>(略)</p> <p>なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に<del>あ</del>たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマスの有効利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。</p>				<p>3 森林施業の合理化に関する基本方針</p> <p>(略)</p> <p>なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に<del>当</del>たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマスの有効利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。</p>				
<p>II 森林の整備に関する事項</p> <p>第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）</p> <p style="text-align: right;">.....7</p> <p>(略)</p>				<p>II 森林の整備に関する事項</p> <p>第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）</p> <p style="text-align: right;">.....7</p> <p>(略)</p>				

新計画案	現行計画	備考
<p><b>2 森林の立木竹の伐採に関する事項</b></p> <p>I の2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、立木を伐採することとします。</p> <p><b>(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法</b></p> <p>次のとおり、立木の伐採（主伐）の標準的な方法を定めます。</p> <p>ア 立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によるものとします。</p> <p>(ア) 皆伐</p> <p>皆伐については、主伐のうち（イ）の択伐以外のものとします。</p> <p>皆伐に<b>あ</b>たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び<b>森林の有する</b>公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮します。</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 択伐</p> <p>(略)</p> <p>なお、択伐に<b>あ</b>たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適切な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。</p> <p>イ 主伐に<b>あ</b>たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の林帯幅を確保します。</p> <p>また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に<b>あ</b>たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。</p> <p>伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとします。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 複層林施業の主伐に<b>あ</b>たっては、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び計画的な実施間隔により行うものとします。</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p>	<p><b>2 森林の立木竹の伐採に関する事項</b></p> <p>I の2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、立木を伐採することとします。</p> <p><b>(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法</b></p> <p>次のとおり、立木の伐採（主伐）の標準的な方法を定めます。</p> <p>ア 立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によるものとします。</p> <p>(ア) 皆伐</p> <p>皆伐については、主伐のうち（イ）の択伐以外のものとします。</p> <p>皆伐に<b>当</b>たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮します。</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 択伐</p> <p>(略)</p> <p>なお、択伐に<b>当</b>たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適切な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。</p> <p>イ 主伐に<b>当</b>たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の林帯幅を確保します。</p> <p>また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に<b>当</b>たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。</p> <p>伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとします。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 複層林施業の主伐に<b>当</b>たっては、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び計画的な実施間隔により行うものとします。</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p>	<p>・地域森林計画の改正に基づく変更 (地域森林計画Ⅱの第3の1(1))</p>

新計画面案	現行計画	備考
<p><b>3 その他必要な事項</b></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に<b>あ</b>たっては、必要に応じて保護板(あて木)を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めるものとします。</p> <p>エ 伐採等の実施に<b>あ</b>たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業期間中に雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めるものとします。</p> <p>(略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p><b>第2 造林に関する事項・・・9</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 人工造林に関する事項</b></p> <p>人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や<b>森林の有する</b>公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。</p> <p><b>(2) 人工造林の標準的な方法</b></p> <p>次のとおり、造林の標準的な方法を示します。</p> <p>ア 育成単層林を導入<b>又</b>は維持する森林</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。</u></p> <p><u>(ウ) 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うものとします。</u></p> <p><u>なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分留意することとします。</u></p>	<p><b>3 その他必要な事項</b></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に<b>当</b>たっては、必要に応じて保護板(あて木)を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めるものとします。</p> <p>エ 伐採等の実施に<b>当</b>たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業期間中に雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めるものとします。</p> <p>(略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p><b>第2 造林に関する事項・・・9</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 人工造林に関する事項</b></p> <p>人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。</p> <p><b>(2) 人工造林の標準的な方法</b></p> <p>次のとおり、造林の標準的な方法を示します。</p> <p>ア 育成単層林を導入<b>また</b>は維持する森林</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うものとします。</u></p> <p><u>(ウ) 植栽時期は春、または秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、植栽後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。</u></p> <p>【植栽時期】 (略)</p>	<p>・地域森林計画の改正に基づく変更 (地域森林計画Ⅱの第3の1(3))</p> <p>・地域森林計画の改正に基づく変更 (地域森林計画Ⅱの第3の2(1))</p>

新計画案	現行計画	備考
<p>(工) 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、植栽後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。</p> <p>【植栽時期】 (略)</p> <p>(オ) <u>コンテナ苗の植栽時期については、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)の(工)の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めるものとします。</u></p> <p>(カ) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めるものとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。</p> <p><u>なお、植栽本数の検討にあたっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討するものとします。</u></p> <p>特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。</p> <p>また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討するものとします。</p> <p>【植栽本数】 (略)</p> <p><u>※ なお、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うように努めるものとします。</u></p> <p>イ 育成複層林を導入又は維持する森林 (略)</p> <p>(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間 (略)</p>	<p>(工) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めるものとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。</p> <p>植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減を積極的に検討するものとします。</p> <p>特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。</p> <p>また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討するものとします。</p> <p>【植栽本数】 (略)</p> <p><u>※ なお、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うように努めるものとします。</u></p> <p><u>(オ) 効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入についても努めるものとします。</u></p> <p><u>(カ) コンテナ苗の植栽時期については、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)ア(ウ)の時期によらないものとしませんが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めるものとします。</u></p> <p>イ 育成複層林を導入または維持する森林 (略)</p> <p>(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間</p> <p><u>植栽によらなければ的確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地においての人工造林をすべき期間については、次のとおりとします。</u></p>	<p>当該文章を本文中から削除。</p>

新計画面	現行計画	備考
<p>2 天然更新に関する事項 (略)</p> <p>(2) 天然更新の標準的な方法 イ 天然更新補助作業の標準的な方法 (略) なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとします。</p> <p>3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準 (略) ア 気候、土壌、植生等の諸条件により天然更新が期待できない森林 イ (略)</p> <p>(略)</p> <p>5 その他必要な事項 ア 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。 イ エゾシカによる食害のおそれがある地域について、造林樹種の選定に当たり、嗜好性の低い樹種を検討するものとします。</p> <p>第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準・・・・・・・・15</p> <p>1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 (1) 間伐は、林木の生育の促進及び健全化を図るため、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆うようになることをいう。）して立木間の競争が生じ始めた時期をその開始時期とし、適度な下層植生を有する適正な林分</p>	<p>(略)</p> <p>2 天然更新に関する事項 (略)</p> <p>(2) 天然更新の標準的な方法 イ 天然更新補助作業の標準的な方法 (略) なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとします。</p> <p>3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準 (略) ア 気象、土壌、植生等の諸条件により天然更新が期待できない森林 イ (略)</p> <p>(略)</p> <p>5 その他必要な事項 ア <u>土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意するものとします。</u> イ 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。 ウ エゾシカによる食害のおそれがある地域について、造林樹種の選定に当たり、嗜好性の低い樹種を検討するものとします。</p> <p>第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準・・・・・・・・16</p> <p>1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 (1) 間伐は、林木の生育の促進及び健全化を図るため、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆うようになることをいう。）して立木間の競争が生じ始めた時期をその開始時期とし、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。</p>	<p>・地域森林計画の改正に基づく変更 (地域森林計画Ⅱの第3の2(2))</p> <p>・地域森林計画の改正に基づく変更 (地域森林計画Ⅱの第3の2(3))</p> <p>・地域森林計画の改正に基づく変更 (地域森林計画Ⅱの第3の2(4))</p> <p>・地域森林計画の改正に基づく変更 (地域森林計画Ⅱの第3の3(1))</p>

## 新計画案

構造が維持され、**根の発達**が促されるよう適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。

特に、高齢級の森林における間伐に**あ**たっては、立木の成長力に留意するものとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等**の目安**については、次のとおりとします。

(注1) カラマツについては、「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考にした。また、防風林施業は「防風林維持管理マニュアル（根室振興局森林室 平成27年度発行）」を参考とした。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 下刈り

(略)

(2) 除伐

除伐は、下刈り終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に除去するものとします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、**森林の有する**多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成するものとします。

(3) つる切り

(略)

(4) 鳥獣害防止対策

(略)

### 標準的な実施期間

【下刈】

樹種	植栽年									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	←————→									
トドマツ	←————→									
アカエゾマツ	←————→									

## 現行計画

特に、高齢級の森林における間伐に**当**たっては、立木の成長力に留意するものとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次のとおりとします。

(注1) カラマツについては、「カラマツ間伐施業指針（北海道林務部監修）」、「トドマツ人工林間伐の手引き（北海道林務部監修）」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考にした。また、防風林施業は「防風林維持管理マニュアル（根室振興局森林室 平成27年度発行）」を参考とした。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 下刈り

(略)

(2) 除伐

除伐は、下刈り終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に除去するものとします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成するものとします。

(3) つる切り

(略)

(4) 鳥獣害防止対策

(略)

【下刈】

樹種	植栽年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	春	①	②	②	①	①					
	秋		①	②	②	①	①				
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①	①		
アカエゾマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①	①		

## 備考

当該文言を本文中から削除。

・地域森林計画の改正に基づく変更  
（地域森林計画Ⅱの第3の3（2））

「森林総合技術セミナー・テキスト 人工林の施業－保育編－（北海道立林業試験場監修）」に適合させるための変更

新計画案												現行計画												備考		
【除伐】													【除伐】													
樹種	植栽年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	樹種	植栽年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20			
カラマツ	春			○								カラマツ	春			△										
	秋				○								秋				△									
トドマツ	春						○					トドマツ	春						△							
	秋							○					秋							△						
アカエゾマツ	春						○					アカエゾマツ	春						△							
	秋							○					秋								△					
○：つる切り、除伐 注) カラマツにはグイマツとの交配種を含む。 <u>下刈りは、現地の状況に応じて省略や隔年での実施、早期の終了を検討し、年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施する。</u>													①：下刈り1回 ②：下刈り2回 △：つる切り、除伐 注) カラマツにはグイマツとの交配種を含む。													
<b>第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項・・・・・・・・18</b>													<b>第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項・・・・・・・・18</b>													
<b>1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法</b> 公益的機能別施業森林は、 <b>森林の有する</b> 公益的機能の維持増進を図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における施業の方法は次のとおりです。													<b>1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法</b> 公益的機能別施業森林は、公益的機能の維持増進を図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における施業の方法は次のとおりです。													・地域森林計画の改正に基づく変更 (地域森林計画Ⅱの第3の4(1))
<b>(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</b>													<b>(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</b>													
ア 区域の設定 (ア) (略) (イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林(生活環境保全林) 飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林について、 <u>それぞれの森林に関する自然条件及び社会条件、林況、地域の要請を踏まえ</u> 、別表1のとおり定めます。													ア 区域の設定 (ア) (略) (イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林(生活環境保全林) 飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林について、別表1のとおり定めます。													
(ウ) (略) イ 施業の方法 (略)													(ウ) (略) イ 施業の方法 (略)													

新計画案	現行計画	備考
<p>2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法</p> <p>(1) 区域の設定 (略)</p> <p>なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、<u>森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように定めるものとします。</u></p> <p>(2) 施業の方法 木材等生産林においては、森林の<u>有する</u>公益的機能の発揮に留意しつつ、製材等の一般材生産を目標とし、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど木材の利用目的に応じた時期で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目安として定めるものとします。 (略)</p> <p>3 その他必要な事項 (略)</p> <p>(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ） (略)</p> <p>第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 .....22 (略)</p> <p>2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託等に必要情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、</p>	<p><u>なお、生活環境保全林の森林施業の方法については、水源涵養林または木材等生産林に準ずるものとします。</u> (略)</p> <p>2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法</p> <p>(1) 区域の設定 (略)</p> <p>なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとします。</p> <p>(2) 施業の方法 木材等生産林においては、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、製材等の一般材生産を目標とし、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど木材の利用目的に応じた時期で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目安として定めるものとします。 (略)</p> <p>3 その他必要な事項 (略)</p> <p>(2) 生物多様化ゾーン（水辺林タイプ） (略)</p> <p>第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 .....22 (略)</p> <p>2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託等に必要情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、</p>	<p>当該文章を本文中から削除。</p> <p>・地域森林計画の改正に基づく変更 (地域森林計画Ⅱの第3の4(2))</p> <p>・地域森林計画の改正に基づく変更 (地域森林計画Ⅱの第3の6(1))</p>

新計画案	現行計画	備考
<p>森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報等の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。<u>あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。</u>このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとします。</p> <p>(略)</p> <p><b>第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項・・・・・・・・27</b></p> <p>(略)</p> <p><b>(2) 林業従事者及び林業後継者の育成方策</b></p> <p>ア 林業従事者の育成</p> <p>本町林業労働の就労状態は、林業事業体の経営基盤が脆弱であることや、林業における作業の季節的制約が大きいため、専門的な労働力の占めるウエイトは低い状態です。</p> <p>このような林業従事者の養成確保と福祉の向上を図るため、林業事業体の経営基盤の強化を図るとともに、社会保険等の加入促進のほか、育成のため各種研修会への参加促進に努めます。</p> <p>また、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）との連携や、インターンシップ等の受入に対する支援を通じて、将来の林業を担う人材の育成確保に努めるとともに、<u>地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など、林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。</u></p> <p><b>3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項</b></p> <p>(略)</p> <p>さらに、<u>北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成23年3月策定）、及び中標津町が策定した「中標津町地域材利用推進方針」（平成25年3月1日策定）に基づき、</u>地域材の利用に向けた町民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携による特色のある取り組み、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めるとともに、<u>国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48）に基づき、</u>木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。</p> <p>(略)</p>	<p>森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報等の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとします。</p> <p>(略)</p> <p><b>第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項・・・・・・・・27</b></p> <p>(略)</p> <p><b>(2) 林業従事者及び林業後継者の育成方策</b></p> <p>ア 林業従事者の育成</p> <p>本町林業労働の就労状態は、林業事業体の経営基盤が脆弱であることや、林業における作業の季節的制約が大きいため、専門的な労働力の占めるウエイトは低い状態です。</p> <p>このような林業従事者の養成確保と福祉の向上を図るため、林業事業体の経営基盤の強化を図るとともに、社会保険等の加入促進のほか、育成のため各種研修会への参加促進に努めます。</p> <p>また、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）との連携や、インターンシップ等の受入に対する支援を通じて、将来の林業を担う人材の育成確保に努めます。</p> <p><b>3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項</b></p> <p>(略)</p> <p>さらに、地域材の利用に向けた町民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携による特色のある取り組み、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めます。</p> <p>(略)</p>	<p>・地域森林計画の改正に基づく変更 （地域森林計画Ⅱの第3の6（3））</p> <p>・地域森林計画の改正に基づく変更 （地域森林計画Ⅱの第3の6（5））</p>

新計画案	現行計画	備考
<p>Ⅲ 森林の保護に関する事項</p> <p>第1 鳥獣害の防止に関する事項・・・・・・30</p> <p>1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 (略)</p> <p>(1)区域の設定 「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表4のとおり定めます。</p> <p>(2)鳥獣害の防止の方法 (略) なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施にあたっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するものとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、中標津町鳥獣被害防止計画） (略)</p> <p>2 その他必要な事項 (略) また、食害の生じるおそれがある地域については、植栽樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討するものとします。</p> <p>第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項・・・・・・31 (略)</p> <p>2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く） ア (略) イ (略) ウ 森林の保護にあたっては、森林組合、林業事業者等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複</p>	<p>Ⅲ 森林の保護に関する事項</p> <p>第1 鳥獣害の防止に関する事項・・・・・・30</p> <p>1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 (略)</p> <p>(1)区域の設定 「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林、またはそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表4のとおり定めます。</p> <p>(2)鳥獣害の防止の方法 (略) なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するものとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、中標津町鳥獣被害防止計画） (略)</p> <p>2 その他必要な事項 (略) また、食害の生じるおそれがある地域については、植栽樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討するものとします。</p> <p>第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項・・・・・・31 (略)</p> <p>2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く） ア (略) イ (略) ウ 森林の保護に当たっては、森林組合、林業事業者等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複</p>	<p>・地域森林計画の改正に基づく変更 (地域森林計画Ⅱの第4の3(2))</p> <p>・地域森林計画の改正に基づく変更 (地域森林計画Ⅱの第4の4(2))</p>

新計画案	現行計画	備考
<p>層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進するものとします。</p> <p>(略)</p> <p><b>5 その他必要な事項</b> (略)</p> <p>(2) その他 ア (略) イ 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施するものとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。 (略) ウ (略)</p> <p><b>IV 森林の保健機能の増進に関する事項</b>・・・33 (略)</p> <p><b>3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項</b> 施設の整備にあたっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえ多様な施設の整備を行うものとします。 (略)</p> <p><b>V その他森林の整備のために必要な事項</b>・・・34</p> <p><b>1 森林経営計画の作成に関する事項</b> (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項 森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。 ア (略) イ (略) ウ (略)</p>	<p>層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進するものとします。</p> <p>(略)</p> <p><b>5 その他必要な事項</b> (略)</p> <p>(2) その他 ア (略) イ 森林の巡視に当たっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施するものとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。 (略) ウ (略)</p> <p><b>IV 森林の保健機能の増進に関する事項</b>・・・33 (略)</p> <p><b>3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項</b> 施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえ多様な施設の整備を行うものとします。 (略)</p> <p><b>V その他森林の整備のために必要な事項</b>・・・34</p> <p><b>1 森林経営計画の作成に関する事項</b> (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項 森林経営計画の作成に当たっては、次の事項について適切に計画するものとします。 ア (略) イ (略) ウ (略)</p>	<p>・地域森林計画の改正に基づく変更 (地域森林計画Ⅱの第4の4(4))</p> <p>・地域森林計画の改正に基づく変更 (地域森林計画Ⅱの第5の(2)のイ)</p>

新計画案	現行計画	備考																																																																					
<p>工 (略)</p> <p>(2) 森林法施行規則第33条第1項口の規定に基づく区域 区域計画については、<u>下記</u>のとおり定めます。</p> <table border="1" data-bbox="152 276 981 416"> <thead> <tr> <th>区域名</th> <th>林班</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中標津町東部区域</td> <td>1~30・80~117</td> <td>5,000.97ha</td> </tr> <tr> <td>中標津町西部区域</td> <td>31~79</td> <td>2,530.23ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><b>6 その他必要な事項</b> (1) 特定保安林の整備に関する事項 特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。 その整備に<u>あ</u>たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。</p> <p>(略)</p> <p><b>別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域</b> 【一般民有林】 1 共通のゾーニング</p> <table border="1" data-bbox="152 1082 981 1490"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">森林の区域</th> <th rowspan="2">面積 (ha)</th> </tr> <tr> <th>林班</th> <th>小班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かん 水源涵養林</td> <td colspan="2">(略)</td> <td>2,474.31ha</td> </tr> <tr> <td>山地災害防止林</td> <td colspan="2">(略)</td> <td>538.47ha</td> </tr> <tr> <td>生活環境保全林</td> <td colspan="2">(略)</td> <td>0.00ha</td> </tr> <tr> <td>保健・文化機能等維持林</td> <td colspan="2">(略)</td> <td>140.96ha</td> </tr> <tr> <td>木材等生産林</td> <td colspan="2">(略)</td> <td>4,377.26ha</td> </tr> <tr> <td>特に効率的な施業が可能な森林</td> <td colspan="2">(略)</td> <td>1,776.45ha</td> </tr> </tbody> </table>	区域名	林班	面積	中標津町東部区域	1~30・80~117	5,000.97ha	中標津町西部区域	31~79	2,530.23ha	区分	森林の区域		面積 (ha)	林班	小班	かん 水源涵養林	(略)		2,474.31ha	山地災害防止林	(略)		538.47ha	生活環境保全林	(略)		0.00ha	保健・文化機能等維持林	(略)		140.96ha	木材等生産林	(略)		4,377.26ha	特に効率的な施業が可能な森林	(略)		1,776.45ha	<p>工 (略)</p> <p>(2) 森林法施行規則第33条第1項口の規定に基づく区域 区域計画については、<u>別表5</u>のとおり定めます。</p> <p>(略)</p> <p><b>6 その他必要な事項</b> (1) 特定保安林の整備に関する事項 特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。 その整備に<u>当</u>たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。</p> <p>(略)</p> <p><b>別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域</b> 【一般民有林】 1 共通のゾーニング</p> <table border="1" data-bbox="1041 1082 1870 1490"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">森林の区域</th> <th rowspan="2">面積 (ha)</th> </tr> <tr> <th>林班</th> <th>小班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かん 水源涵養林</td> <td colspan="2">(略)</td> <td>1,656.34ha</td> </tr> <tr> <td>水源涵養林 (生活環境保全林)</td> <td colspan="2"><u>(略)</u></td> <td>820.58ha</td> </tr> <tr> <td>山地災害防止林</td> <td colspan="2">(略)</td> <td>538.47ha</td> </tr> <tr> <td>生活環境保全林</td> <td colspan="2">(略)</td> <td>1,411.74ha</td> </tr> <tr> <td>保健・文化機能等維持林</td> <td colspan="2">(略)</td> <td>140.96ha</td> </tr> <tr> <td>木材等生産林</td> <td colspan="2">(略)</td> <td>3,799.22ha</td> </tr> </tbody> </table>	区分	森林の区域		面積 (ha)	林班	小班	かん 水源涵養林	(略)		1,656.34ha	水源涵養林 (生活環境保全林)	<u>(略)</u>		820.58ha	山地災害防止林	(略)		538.47ha	生活環境保全林	(略)		1,411.74ha	保健・文化機能等維持林	(略)		140.96ha	木材等生産林	(略)		3,799.22ha	<p>別表5について、本文中に記載。</p> <p>・令和4年度確定版森林調査簿等に基づき各別表において森林面積を修正。</p>
区域名	林班	面積																																																																					
中標津町東部区域	1~30・80~117	5,000.97ha																																																																					
中標津町西部区域	31~79	2,530.23ha																																																																					
区分	森林の区域		面積 (ha)																																																																				
	林班	小班																																																																					
かん 水源涵養林	(略)		2,474.31ha																																																																				
山地災害防止林	(略)		538.47ha																																																																				
生活環境保全林	(略)		0.00ha																																																																				
保健・文化機能等維持林	(略)		140.96ha																																																																				
木材等生産林	(略)		4,377.26ha																																																																				
特に効率的な施業が可能な森林	(略)		1,776.45ha																																																																				
区分	森林の区域		面積 (ha)																																																																				
	林班	小班																																																																					
かん 水源涵養林	(略)		1,656.34ha																																																																				
水源涵養林 (生活環境保全林)	<u>(略)</u>		820.58ha																																																																				
山地災害防止林	(略)		538.47ha																																																																				
生活環境保全林	(略)		1,411.74ha																																																																				
保健・文化機能等維持林	(略)		140.96ha																																																																				
木材等生産林	(略)		3,799.22ha																																																																				

新計画案					現行計画					備考					
2 上乗せのゾーニング (略)					2 上乗せのゾーニング (略)										
											特に効率的な施業が可能な森林		(略)		1,758.08ha
											木材等生産林 (生活環境保全林)		(略)		591.16ha
特に効率的な施業が可能な森林		(略)		37.76ha											
別表2 公益的機能別施業森林における森林施業の方法 【一般民有林】					別表2 公益的機能別施業森林における森林施業の方法 【一般民有林】										
区分	施業の方法	森林の区域		面積(ha)	森林経営計画における	区分	施業の方法	森林の区域		面積(ha)	森林経営計画における				
		林班	小班					林班	小班						
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	(略)		2,474.31ha	(略)	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	(略)		2,476.92ha	(略)				
	伐採面積の規模の縮小	(略)		15.64ha	(略)		伐採面積の規模の縮小	(略)		15.64ha	(略)				
土地に関する災害の防止の機能、土壌の保全の機能、最適な環境の形成の機能又は保険機能の維持増進を原るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林 <sup>(注3)</sup>	該当なし		0.00ha	(略)	土地に関する災害の防止の機能、土壌の保全の機能、最適な環境の形成の機能又は保険機能の維持増進を原るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林 <sup>(注3)</sup>	該当なし		0.00ha	(略)				
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	(略)	538.47ha	(略)		複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	(略)	538.47ha	(略)				

新計画案						現行計画						備考
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	(略)	108.68ha	(略)			択伐による複層林施業を推進すべき森林	(略)	108.68ha	(略)	
		特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	0.00ha	(略)			特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	0.00ha	(略)	
注 1～3 (略)						注 1～3 (略)						
<b>別表 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林</b>						<b>別表 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林</b>						
森林の区域			面積 (ha)			森林の区域			面積 (ha)			
林班	小班					林班	小班					
(略)			1,947.83ha			(略)			1,951.12ha			
<b>別表 4 鳥獣害防止森林区域</b>						<b>別表 4 鳥獣害防止森林区域</b>						
【一般民有林】						【一般民有林】						
対象鳥獣の種類	森林の区域		面積 (ha)			対象鳥獣の種類	森林の区域		面積 (ha)			
	林班						林班					
エゾシカ	全域		7,531.00ha			エゾシカ	全域		7,546.73ha			